

岐阜県公報

目次

規 則

清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会規則
岐阜県緑の博士認定審査会規則

(恵みの森づくり推進課)
(同)

一
二

規 則

清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十二号

清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審議会は、次の事項を調査審議する。

一 清流の国ぎふ森林・環境基金条例(平成二十三年岐阜県条例第五十一号)に基づく清流の国ぎふ森林・環境基金を財源とする事業(以下「基金事業」という。)の実施後の評価

二 基金事業についての提言

三 その他基金事業に関する事項

(組織)

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、林政部恵みの森づくり推進課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県緑の博士認定審査会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十三号

岐阜県緑の博士認定審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、岐阜県緑の博士認定審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審査会は、岐阜県緑の博士の認定に関する事項を審査する。

(組織)

第三条 審査会は、委員六人以上八人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験を有する者

二 緑化団体の代表者

三 緑化業務に携わる者で、審査に必要な知識を有するもの

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 審査会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(部会)

第七条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第八条 審査会の庶務は、林政部恵みの森づくり推進課において処理する。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、審査会及び部会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社